

神戸市外郭団体マネジメント推進本部要綱

令和3年8月10日 市長決定

(目的)

第1条 市が25パーセント以上を出資又は出捐する法人のほか、市と人的又は資金的及び業務的に密接な関係を有する法人（以下「外郭団体」という。）が市政の課題解決や外郭団体が取り組むべき使命（ミッション）を果たし、市も含めた産学官の連携や必要な公益への貢献をするため、役割の継続的な見直し・経営体質改善を進め、外郭団体のあり方について、局横断的に推進する「神戸市外郭団体マネジメント推進本部（以下「推進本部」という。）」を置く。

(所管事項)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項を所管する。

- (1) 外郭団体の調整に関すること。
- (2) 外郭団体を所管する局との調整に関すること。
- (3) 市が提示する外郭団体のミッションに関すること。
- (4) 外郭団体が策定する経営改革プランに関すること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、外郭団体との調整に関し必要なこと。

(組織)

第3条 推進本部は、次に掲げる部員により構成する。

- (1) 主たる外郭団体所管副市長
- (2) 企画調整局長
- (3) 行財政局長

2 推進本部に本部長を置き、主たる外郭団体所管副市長をもって充てる。

3 本部長は、推進本部を主宰する。

(会議)

第4条 推進本部員会議は、本部長が招集する。

2 本部長が必要と認めるときは、推進本部員会議に部員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第5条 推進本部の庶務は、企画調整局調整課において処理する。

(施行細目の委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は本部長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年8月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年2月6日から施行する。